



**AED (自動体外式除細動器) を貸出します。**  
本庁総合危機管理室

新聞やテレビで、スポーツなどの競技中に倒れた人によろしくAEDによる処置をしたことで一命を取り止めたというニュースを見たことがあると思います。  
AEDとは、心室細動(心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態。心筋梗塞のほかにいくつかの原因が考えられます。)の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気

**今月の納税**  
軽自動車税(全期)  
国民健康保険税(2期)  
納期限  
**6月1日(月)**  
納期限内に納めましょう



【問い合わせ】  
本庁収税課 ☎ 22-9612

的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。



市内の公共施設に配置を進めていますが、未設置の施設も多く、また、野外での催しなどでは設置施設が近くにならない場合もあります。

そこで、市では無料でAEDの貸し出しを行っていますので、催し物の主催者の方で、貸出しを希望する場合はお問い合わせください。

詳細は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。ぜひご利用ください。

【問い合わせ】  
本庁総合危機管理室

☎ 22・9640

**障がい福祉サービスの利用について**

本庁障がい福祉課

障がいのある人が、訪問による居宅介護を受けたり、施設への通所や入所などのサービスを受ける場合、障害者自立支援法に基づく手続きが必要です。

【主なサービスの種類】

◆介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)・行動援護・児童デイサービス・短期入所(ショートステイ)・重度訪問介護・療養介護・生活介護・共同生活介護(ケアホーム)・施設入所支援・旧法施設支援

◆訓練等給付

共同生活援助(グループホーム)・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援

**風薫る5月です**



お買い物や通勤・通学の途中で、つつじや道端に咲く季節のお花を眺めるのも楽しいですね。気候がいいですから、朝早く起きることも苦にならないのがこの季節のいいところ。普段より早起きしたら、ラッシュを避けて出勤・登校してみませんか。朝の時間が有意義に使えて、とても気分がいいです。

また、伊賀神戸駅の待合室が新しくなりました。これまでの待合室はホームの真ん中にあり、ラッシュ時などには大変混雑していましたが、今回の新築によってホームが広くなり、朝の混雑が緩和されています。新しい待合室を見に行ってくださいね。

【問い合わせ】  
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

**地域安全コーナー**  
伊賀警察署だより

**悪質商法の被害防止について**



言葉巧みに高齢者をだます悪質商法の被害があとを絶ちません。

悪質な商法にだまされないためには、

●名刺や書類などをもらい、しっかりと相手の身分や会社を確認する

●内容をしっかりと確認して、必要がないものは、しっかりと断る

●安易に契約書にサインした

【問い合わせ】

県民生活センター  
☎ 059・2228・2212

祝日を除く月～金曜日  
午前9時～午後4時まで  
伊賀警察署 ☎ 21・0110  
名張警察署 ☎ 62・0110

り、その場で言われるがまま、現金を支払ったりしないなど、注意を払いましょう。警察へ相談に来る方に、家族から注意を受けていたにも関わらず、家族にも相談することができませんでした。これだけ広報されているのに、恥ずかしくて誰にも相談できませんでした。誰にも相談できず、お金を払えば済むと考えていましたと話される方がいますが、一人で悩まず、必ず誰かに相談しましょう。

◆地域生活支援事業

移動支援事業（ガイドヘルプ）・地域活動支援センター事業・日中一時支援事業

【サービス利用までの流れ】

①相談・申請 ↓ ②調査（心身の状況や生活環境などの面接調査） ↓ ③審査・判定（障害程度区分の決定） ↓ ④決定認定）・通知（「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑤事業者と契約 ↓ ⑥サービスの利用開始（利用者負担があります）。

【更新手続き】

すでに「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている方に、更新のための書類をお送りしますので、期日までに手続きを済ませてください。

【問い合わせ】

障がい者相談支援センター  
 本庁障がい福祉課 ☎26・7725  
 本庁障がい福祉課 ☎22・9656  
 各支所住民課

児童手当を受給されていない方へ

本庁こども家庭課

児童手当は、毎年6月分の手当から新年度の所得で判定

しますので、現在、所得の超過によって手当を受給していない方も、次の手続きを行うことで手当を受給できる場合があります。

【提出期間】

5月1日（金）～29日（金）  
 ※提出が遅れた場合、さかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。

【申請に必要なもの】

・印鑑  
 ・健康保険証の写し（国民年金の方は不要）  
 ・申請者名義の通帳

【申請書設置場所・提出先】

本庁こども家庭課または各支所住民課健康福祉係  
 なお現在手当を受給されている方は、6月初旬に送る現況届の提出によって、引き続き受給できるかどうかの判定を行います。

【問い合わせ】

本庁こども家庭課 ☎22・9654

日赤社資募集運動にご協力を

本庁厚生保護課

5月1日から31日までの1カ月間「赤十字運動月間」として全国的に日赤社資募集運

動が行われます。赤十字は、地震・風水害など大きな災害の発生時には迅速に救護班を派遣し、被災者や傷病者を救護できるよう救護要員の育成指導を行うとともに、被災者へ配付するための毛布・日用品セットなどの備蓄に力を注いでいます。このような事業はすべて皆さんからご協力いただいた社資や寄付金の事業資金で行われています。

【問い合わせ】

本庁厚生保護課 ☎22・9650

伊賀市戦没者追悼式の開催

本庁厚生保護課

伊賀市戦没者追悼式を挙行しますので、皆さんご参列いただきますようお願いいたします。

【とき】 5月16日（土）

午前10時～

【ところ】 伊賀市文化会館

さまごまホール

【問い合わせ】

本庁厚生保護課 ☎22・9650

窓口延長のお知らせ

市民の皆さんが利用しやすい窓口を目指して業務の時間延長を行っていますのでご利用ください。5月7日（木）から平成23年3月31日（木）まで、住民基本台帳カードの交付と多目的利用の登録ができるようになります。

【取扱日時】 毎週木曜日 午後7時30分まで ※祝日と年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【取扱場所】 本庁住民課窓口（市役所南庁舎1階）

【取扱業務】 ▼住民票の写しの交付 ▼住民票記載事項証明書の交付 ▼住民基本台帳カードの交付 ▼戸籍謄本（全部事項証明書）の交付 ▼戸籍抄本（個人事項証明書）の交付 ▼除籍・改製原戸籍謄抄本の交付 ▼身分証明書の交付 ▼印鑑登録 ▼印鑑登録証明書の交付 ▼外国人登録原票の写しの交付 ▼外国人登録原票記載事項証明書の交付

【その他】 住民基本台帳カードの交付には、①住基カード交付申請書②本人確認書類（運転免許証・パスポートなど） ※お持ちでない場合は、即日交付できません。③印鑑④顔写真付きの住基カードを申請される場合は、顔写真が必要です。（写真は縦45mm×横35mm、正面向き、無帽、無背景など、6カ月以内に撮影したもの。）

住基カード交付手数料は通常500円ですが、平成23年3月31日まで無料です。

多目的利用の登録には、①住基カード多目的利用申請書②本人確認書類（顔写真なしの住基カードをお持ちの方は、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付きのもの） ※お持ちでない場合は、即日登録できません。③住基カード④印鑑⑤印鑑登録をされている方は印鑑登録証が必要です。

●平成改製原戸籍の附票・住所異動・外国人登録の各種申請などは通常の業務時間内に手続きをしてください。

●時間外に戸籍の届出をする場合は、従来どおり本庁および各支所守衛室（宿直室）で取り扱います。

【問い合わせ】 本庁住民課 ☎22-9645

